○○清掃の会　会則

（名称及び事務局）

第１条　　本会は、○○清掃の会（以下「本会」という。）と称し、事務局を○○に置く。

（会員）

第２条　　本会の会員は、藤岡市○○の区域内の居住者個人をもって構成する。

（目的）

第３条　　本会は、会員相互の福利を増進するとともに、地域生活環境の整備などに努め、または行政機関との協働により、住民のための地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（事業）

第４条　　本会は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員相互の親睦に関すること

（２）会内外の各種団体との連絡調整に関すること

（３）美化・清掃等区域内の環境の整備

（役員）

第５条　　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　　　１名

（２）副会長　　　○名

（３）会計　　　　○名

（４）監査　　　　○名

（役員の任期）

第６条　　役員の任期は○年とし、再任を妨げない。

（会費）

第７条　　会の会費は、一世帯年額○○円として、本会が指定する方法により納入するものとする。

２　会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

（その他）

第８条　　その他必要な事項については、別途定める。

付　則

この会則は、平成○○年○月○日から施行する。